

大館発電事務所

消防設備点検業務委託

07-DO-A5

仕 様 書

令和 7 年度

秋田県 大館発電事務所

目 次

第1章 共通事項

- 1 総 則 P3
- 2 諸法令の遵守 P3
- 3 提出書類 P3

第2章 委 託

- 1 業務概要 P4
- 2 履行場所 P4
- 3 業務内容 P4
- 4 そ の 他 P5

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県大館発電事務所消防設備点検業務委託 07-DO-A5 に適用する。
- (2) この仕様書は、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」によるが、様式は「秋田県委託業務共通仕様書」様式を準用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 点検報告書	(点検終了のつど)	2 部
(2) 点検写真	(点検終了のつど)	2 部
(3) その他必要なもの	(必要のつど)	必要部数

※提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委 託

1 業務概要

本委託は、消防法第17条の3の3により大館発電事務所及び各発電所の消防用設備を点検するものである。

2 履行場所

- ・大館発電事務所 大館市片山町三丁目14-5
 - ・素波里発電所 山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林地内
 - ・早口発電所 大館市早口字早口沢国有林地内
 - ・山瀬発電所 大館市岩瀬字平戸内尻地内
 - ・柴平発電所 鹿角市花輪字柴内山国有林地内
 - ・八幡平発電所 鹿角市八幡平字熊沢前田地内
 - ・八幡平第二発電所 鹿角市八幡平字切留平地内
- 計7箇所

3 業務内容

詳細は表1 点検対象一覧による。

- ・機器点検及び総合点検・・・① 年1回
- ・機器点検・・・② 年1回

表1 点検対象一覧

	機器点検及び総合点検①	機器点検②
受信機 P型2級	7面	7面
差動式スポット型熱感知器	42個	42個
定温式スポット型熱感知器	12個	12個
煙感知器	39個	39個
発信機	4個	4個
音響装置	4個	4個
表示灯	4灯	4灯
常用電源 交流電源	7組	7組
予備電源 蓄電池	7組	7組
誘導灯	2灯	2灯
消火器 蓄圧式(外観)	57本	57本
配線点検	7箇所	—
誘導標識	4枚	4枚

4 その他

- (1) 受注者は、現地状況を把握すると共に施設管理担当者と十分打ち合わせを行い、業務に万全を期すこと。
- (2) 感知器が高所に設置されている箇所は必要に応じて備え付けの天井クレーンを利用するため、墜落制止用器具を着用し転落防止対策を講じて点検を行うこと。なお、天井クレーンの運転については発注者が行う。